

# 佐世保工業高等専門学校教育システム点検委員会規程

(平成16年4月1日制定)

## (設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の教育システムを点検し、継続的改善を実行するために必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校教育システム点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本校の教育システムの問題点及びその解決方法の調査・研究に関すること。
- 二 調査・研究結果を基に教育システムを点検し、改善を要する内容について、所管する関係委員会へ提案すること。
- 三 外部審査等の受審に向け、関係資料の整備及びそれを裏付けるための資料の収集に関すること。
- 四 教学 I R (Institutional Research) に関すること。
- 五 機関別認証評価及び J A B E E 認定審査に関すること。
- 六 その他、教育プログラム改善に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長が指名する教員 若干人
- 二 学科代表（基幹教育科を含む。）
- 三 総務課長
- 四 学生課長

2 前項第1、2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第1、2号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員のうちから校長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

## (事務)

第7条 委員会の事務は、第2条第三号及び第五号については総務課において、その他については学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

佐世保工業高等専門学校機関別認証評価対応検討委員会要項（平成17年1月19日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和4年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月14日から施行する。